

令和元年6月4日
原子力規制委員会

【概要書】

平成30年度原子力規制委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成 30 年度原子力規制委員会年次報告について

令和元年 6 月
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会年次報告

○原子力規制委員会の所掌事務の処理状況については、原子力規制委員会設置法第 24 条において、国会へ毎年報告しなければならない旨が規定されている。

2. 年次報告の目次

第 1 章	原子力規制行政に対する信頼の確保
第 2 章	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
第 3 章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
第 4 章	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
第 5 章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
第 6 章	放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化
資料編	

【参考】原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）

第 24 条

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を經由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

平成30年度の主な取組

(1) 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適正な実施

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について11の事業者から27基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について9つの事業者から21の施設に係る申請が出されている。

今年度、発電用原子炉については、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可、工事計画の認可及び運転期間延長の認可を、核燃料施設等については、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のJRR-3及び放射性廃棄物の廃棄施設等の設置変更の許可を、また、廃止措置計画については、同機構の再処理施設に対して認可を行うなど、原子力施設等に関する審査・検査を順次進めている。

(詳細は、第2章第2節に記載)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から、積極的な監視・指導を行っている。

今年度は、汚染水処理について、フランジ型タンクに貯留されていた未処理水(Sr処理水)の処理が完了したこと等を確認した。

(詳細は、第3章第1節に記載)

(3) 原子力災害対策の充実

原子力災害対策指針について、「基幹高度被ばく医療支援センター」を新たに指定する旨の記述を加える等の改正を行った。また、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて、原子力規制委員会の見解をとりまとめた。

(詳細は、第6章第1節に記載)

(4) 新検査制度をはじめとする制度の見直し

新検査制度については、令和2年度施行に向け、平成30年10月に試運用を開始した。また、事業者が義務付けられた廃止措置実施方針の公表(平成30年10月施行)の状況に関する情報を原子力規制委員会のホームページでも確認できるようにした。さらに、特定放射性同位元素の防護措置の導入に係る関係政令、規則及び告示を平成30年11月に公布した(令和元年9月施行)。

(詳細は、第2章第1節、第4節に記載)